

あいちトリエンナーレ 2013 公式ガイドブック出版等業務プロポーザル募集要領

以下のとおり、あいちトリエンナーレ 2013 公式ガイドブック出版等業務に係るプロポーザルを募集します。

1 趣旨

「あいちトリエンナーレ 2013」来場者へ参加作家及び作品の解説によりトリエンナーレの魅力を広く周知するとともに、書店等での販売を通じて「あいちトリエンナーレ 2013」の広報を行う。

2 業務内容

ガイドブック作成（編集・翻訳・撮影・デザイン）、印刷製本、出版

ガイドマップ作成（編集・翻訳・撮影・デザイン）、印刷製本、修正、増刷

※詳細は別紙「あいちトリエンナーレ 2013 公式ガイドブック出版等業務 仕様書」参照

3 契約期間

契約締結日から平成 25 年 9 月 日（ ）まで（※詳細は契約時に決定）

4 委託金額限度額

金 9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

※本事業は平成 25 年度の予算成立を前提としていることから、今後予算不成立及び金額に大幅な差異が生じた場合は、別途協議します。

5 選定方法

本募集は、応募者の考え方や具体的な業務遂行に関する能力等を「提案」を通して評価し、受託者を選定するものです。したがって、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではありません。

選考については、期限までに提出された企画提案書及び見積書により書面審査を行った上で、事業の遂行能力等を総合的に判断し、選定します。

6 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

7 応募手続き

応募者は、以下の提出書類を作成し、持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申出書（様式1による） 7部（正：1部、副6部）

イ 団体概要書（様式2による） 7部（正：1部、副6部）

ウ 見積書 7部（正：1部、副6部）

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

エ 企画提案書（※詳細は別紙「企画提案書について」参照） 7部（正：1部、副6部）

(2) 提出期限

平成 25 年 1 月 23 日（水）午後 5 時 30 分まで（郵送の場合は必着のこと）

(3) 提出先

〒461-8525 名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター6 階
あいちトリエンナーレ実行委員会事務局
（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）
電 話 052-971-6111
E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

8 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質問については、電子メールで以下のアドレスに送付願います。

geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

(1) 提出期限

平成 25 年 1 月 18 日（金）午後 5 時 30 分まで（必着）

(2) 質問に対する回答

すべての質疑内容を 1 月 21 日（月）までにあいちトリエンナーレ実行委員会ホームページに掲載し、お知らせします。

9 提出書類に不備があった場合の取扱い

提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合、当該応募は無効とします。なお、すでに提出された書類は返却しませんので、ご了承下さい。

10 審査及び委託先の決定

あいちトリエンナーレ実行委員会関係者等で構成する審査会において書面審査を行い、受託候補者 1 者を選定し、その者と契約内容を協議の上、委託契約を締結します。

なお、受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合、次順位の応募者と協議し契約を締結することとします。

11 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知します。なお、審査経過・結果に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

12 スケジュール

企画提案募集開始	平成 25 年 1 月 11 日（金）
提案書提出期限	平成 25 年 1 月 23 日（水）午後 5 時 30 分
受託候補者選定、審査結果通知	平成 25 年 1 月下旬
契約締結・業務開始	平成 25 年 1 月下旬

13 その他

- (1) 応募に要する経費については、各応募者の負担とします。
- (2) 企画提案は、1 提案者につき 1 点とします。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。
- (4) あいちトリエンナーレ 2013 公式ガイドブックの著作権は、あいちトリエンナーレ実行委員会に帰属するものとし、受託者には出版権を設定するものとします。